双葉中学校 保護者殿

甲斐市立双葉中学校 PTA会長 押領司 民 校 長 小林 大

「PTA親子安全会」会費(保護者分)の納入について(お願い)

初夏の候、保護者の皆様にはますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、PTA総会(紙上提案)で御説明いたしましたPTA親子安全会への御加入につきまして、保護者分の会費を次のように納めていただきたいと思います。何とぞ御協力のほどお願い申し上げます。なお、生徒及び保護者が事故やけがの場合は見舞金がありますので、担任または事務局まで御連絡ください。

1 会費 〇生徒一人あたり 会費:400円…甲斐市から全額補助されます。

〇一世帯あたり(保護者分) 会費:300円です。

2 保護者分の納め方

※それぞれの生徒は、次の①~⑤のどれか一つに該当します。(①から優先させます。)

- ①:保護者が小中学校の教職員である。→ 300円は、勤務校に納入
- ②:生徒に、小学校の弟・妹がいる → 300円は、小学校に納入
- ③:生徒に、本校の兄・姉がいる → 弟・妹は、払わない
- ④:生徒に、本校の弟・妹がいる → 本校の兄、姉の方で300円を納入
- ⑤:①~④のどこにも該当しない → 300円は、本校に納入
- ※「PTA親子安全会」の内容については、「PTA親子安全会の手引き」(PTA総会の資料)を 御参照ください。1年生は2月の新入生保護者説明会の折りにも配布してあります。
- 3 申し込み
 - (1) ①、②、③の場合・・・5月25日(火)までに、申込票のみご提出ください。
 - (2) 4、5の場合・・・5月25日(火)までに、申込票と300円をお納めください。

PTA親子安全会担当(PTA事務局) 双葉中教頭 市川 英雄 Tel 0551-28-2019

PTA親子安全会加入申込票(※全員が提出してください。5月25日(火)〆切) 生徒氏名 年 組 番) 保護者名	
*次の①~⑤のうち、該当する項目を〇で囲み、必要事項を記入してください。	
① 保護者が小中学校の教職員である。→ 保護者は勤務校に納入(保護者名) (勤務校 学校)	
② 生徒に小学校の弟・妹がいる。 → 保護者分は、小学校に納入 (小学校 年 組 名前)	
③ 生徒に小学校に弟・妹がいなくて、本校に兄・姉がいる。→ 兄か姉が保護者分を双葉中に納入するので、弟・妹は、支払わない。(双葉中学校 年 組 兄・姉の名前)	
④ 生徒に本校の弟・妹がいる。 → 兄・姉の方で、保護者分を双葉中へ納入 (双葉中学校 年 組 弟・妹の名前)	

⑤ ①~④のどれにも該当しない。 → 保護者分を双葉中へ納入